

化学物質の環境リスクの低減

～ダイオキシン類等の有害物質による環境負荷の低減～

◆◆◆◆ 化学物質の排出量 ◆◆◆◆

【重点分野の目標の達成状況】

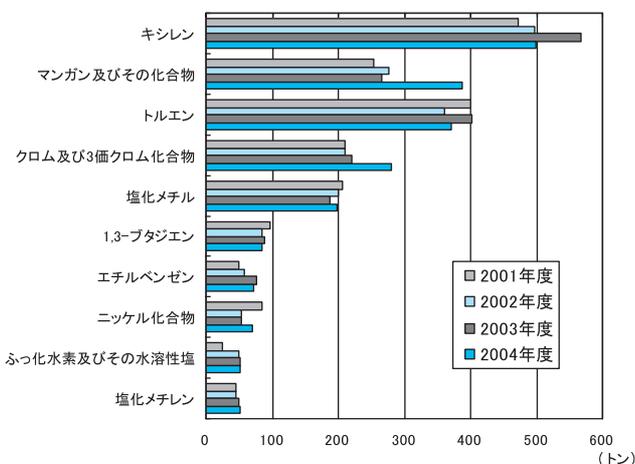
PRTR法対象物質の総排出量

【目標：2001年度を基準年度とし、2006年度までに30%削減】

排出総量は2,407トン（2004年度実績）であり、2001年度実績の2,927トンに比べて18%減少（市内243事業所から届出された物質は、法対象354物質のうち129物質）

1999年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）に基づき、対象事業者は、人や生態系に有害なおそれがある対象物質の前年度の環境への排出量及び当該事業所の外への移動量について市を経由して国へ提出することが2002年度から義務付けられています。

市内事業所から環境への排出量上位10物質



◆◆◆◆ リスクコミュニケーションの推進 ◆◆◆◆

市民、事業者を対象とした化学物質と環境に関するセミナーを開催し、市民、事業者、行政間の情報交換を通じて、市民の化学物質に対する理解を深めるとともに、事業者における化学物質の自主管理を促進することにより、化学物質による環境リスクの低減を進めています。



◆◆◆◆ ダイオキシン類 ◆◆◆◆

大気、水質、土壌等におけるダイオキシン類環境調査の結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

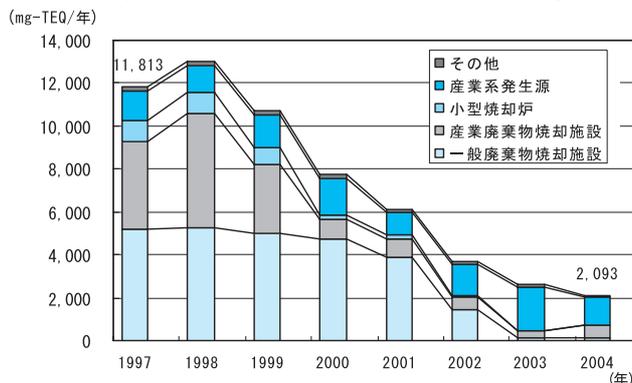
【目標：達成率100%】

市内における環境濃度調査結果

調査対象	地点数	2005年度調査結果		環境基準	
		平均値	濃度範囲		
大気	一般環境	3	0.051 pg-TEQ/m ³	0.6 以下	
	処理センター周辺	32	0.042 pg-TEQ/m ³		
公共用水域	河川	10	0.12 pg-TEQ/L	1 以下	
	海域	5	0.14 pg-TEQ/L		
	底質	河川	2	1.6 pg-TEQ/g	150 以下
		海域	5	30 pg-TEQ/g	
地下水質	3	0.057 pg-TEQ/L	1 以下		
土壌	17	6.2 pg-TEQ/g	0.68 ~ 33	1000 以下	

大気及び公共用水域へのダイオキシン類の排出量は、ダイオキシン類対策特別措置法が施行となった2000年以降、年々減少しており、2004年の排出量は1997年の排出量と比べ82%減少しました。

市内におけるダイオキシン類の排出状況



◆◆◆◆ 内分泌攪乱化学物質 ◆◆◆◆

本市では、内分泌攪乱化学物質問題の取組の一つとして、環境省がリストアップした65物質を対象に、1998年度から調査を開始し、2005年度は大気（4地点）13物質、水質（12地点）5物質及び底質（7地点）5物質を調査しました。

調査の概要

大気7物質、水質4物質及び底質4物質が検出されました。

予測無影響濃度が定められているノニルフェノールと4-tert-オクチルフェノールについては、すべての調査地点でその濃度を下回っていました。

内分泌攪乱化学物質とは、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質をいう。

予測無影響濃度：魚類に対し内分泌攪乱作用の影響がないと予測される水中濃度